

## 会議報告



国際会計士倫理基準審議会  
ボードメンバー

かとう あつし

加藤 厚

# 国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) ニューヨーク 会議報告

2016年9月26日から30日までの間、国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) の会議が、国際会計士連盟 (International Federation of Accountants: IFAC) のニューヨーク本部にて開催された。IESBAは、パブリック・ボードメンバー5名、監査実務ボードメンバー9名、非監査実務ボードメンバー4名の、合計18名のボードメンバーで構成されている。議長は、パブリック・ボードメンバーのStavros Thomadakis氏である。

各ボードメンバーは1名のテクニカル・アドバイザーを参加させることができ、大半のボードメンバーは参加させている。そのほか、公式オブザーバー2名 (日本の金融庁及びECからそれぞれ1名)、IESBAの諮問助言グループ (Consultative Advisory Group: CAG) の議長及び公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board: PIOB) のメンバー1名、並びに、IESBAスタッフや一般の傍聴者も数名参加している。今回のニューヨーク会議は、ボードメンバー18名を含む総勢30名を超す参加者があった。日本からは、パブリック・ボードメンバーの筆者と、筆者のテクニカル・アドバイザーである矢定俊博会員が参加した。

以下、今回の会議の概要を、進捗度合及び日本への影響度が高いと思われるテーマから順に報告する。

(注1) IESBAが策定しているCode of Ethics for Professional Accountantsは、本稿においては、倫理規程という。また、特に断り書きがない限り、専門用語や参照セクション・パラグラフ等はこの倫理規程のものであって、日本の倫理規則等のものではない。

(注2) 略語の意味

- ・EP (Engagement Partner): 業務執行社員 (日本: 筆頭業務執行社員に相当)
- ・KAP (Key Audit Partner): 監査業務の主要な担当社員 (日本の倫理規則上も同じ表現)
- ・EQCR (Engagement Quality Control Reviewer): 審査担当社員
- ・PIE (Public Interest Entity): 社会的影響度の高い事業体 (日本: 倫理規則上の「大会社等」)



## 1 2016年6月ニューヨーク会議議事録の承認とイントロダクション

前回会議(2016年6月ニューヨーク)以降のIESBAの活動等について報告があった。そして、前回会議の議事録については、審議を踏まえ、一部修正することを前提に承認された(前回会議の報告については、本誌2016年9月号の本会議報告を参照)。

## 2 上級職員の監査関与先への長期的関与(パートナー・ローテーションを含む)(Long Association of Senior Personnel (Including Partner Rotation) with an Audit Client)

IESBAは、倫理規程の現行セクション290「監査業務及びレビュー業務における独立性」及び同291「その他の保証業務における独立性」を改訂する公開草案「監査又は保証業務における担当者の関与先との長期的関与に係る倫理規程の一部変更案」を、2014年8月14日に公表した(本公開草案の内容の概要については、本誌2014年9月号の本会議報告を参照)。

この公開草案へ寄せられたコメントの分析及び審議を行った結果、IESBAは3つの項目について公開草案と大きく異なる暫定決定を行った。そこで、これら3つの項目だけに限定して2016年2月4日に再公開草案を公表した(コメント締切日:2016年5月9日。再公開草案の概要については、本誌2016年2月号の本会議報告を参照)。

そして、前回会議において、この再公開草案に寄せられたコメントを分析、検討した結果、改訂案を暫定決定した(その

内容については、本誌2016年9月号の本会議報告を参照)。

今回の会議では、さらに、前回会議での意見、各国基準設定主体者会議(NSS)及び証券監督者国際機構(IOSCO)からのコメントについて検討した結果、規定の表現等の見直しのほか、主に、次のことが決定された。

(1) 関与期間中に何らかの理由で特定の関与先における関与を離れた(中断)場合に、同じ関与先に戻れる期間は、残りの関与期間だけということを明確にした。例えば、EPが4年間関与した後3年間離れた場合には、残りの3年間(7年-4年)だけ同じ関与先に戻ることができる。この場合に、もし、4年間の関与の後、規定どおりに5年間のクーリングオフを取っていれば、再び7年間の関与を再スタート(Restarting the clock)することができる。

(2) 関与期間の算定は、継続年数ではなく累積年数であることを明確にした。しかし、クーリングオフ期間の算定は、継続年数である。したがって、関与期間中に何らかの理由によって、定められたクーリングオフ期間より短い期間だけ関与を中断しても、それはクーリングオフとはみなされず、関与期間の算定はその中断された期間後の年数を累積していく。それを例で表すと、下表のようになる。

なお、EP、EQCR及びKAPのクーリングオフ期間がそれぞれ異なる(前から順に、5年、3年、2年)ため、同じ関与先における関与期間7年間のうちに、それらの担当が変わった場合のクーリングオフ期間の算定方法は複雑

である(本誌2016年9月号の本会議報告を参照)ので、様々なケースの具体的な設例を含んだQ&Aを公表することになった。

(3) 特定の国や地域への配慮に関する条件の中に、「あらかじめ定められた期間の共同監査」を入れることを前回会議で暫定決定した。しかし、今回の議論の結果、このうち、「あらかじめ定められた期間」は削除して、共同監査の定義が明確になるように、「1つ以上の監査法人が共同で監査を行い、監査報告書にはそれぞれの監査法人がサインをする共同監査」とすることになった。

(4) 今回の会議の結果、この規程の改訂内容が固まり、さらなる公開草案の必要性はないことを確認し、出席者全員の賛成によりClose-off textとして確定した。ただし、下記で述べる適用日と経過措置は未確定である。

### (5) 適用日及び経過措置

当初の公開草案では、新基準は2017年12月15日以降開始する事業年度の財務諸表監査から適用することが提案されていた。しかし、その後、部分的な再公開草案が公表されたこともあり、適用にはさらに時間を要するという理由で、適用日を1年間延長するオプションが示された。審議の結果、2018年12月15日以降に開始する財務諸表の監査から適用することが暫定決定された。ただし、経過措置については今回の会議でタスクフォースの提案を審議したが結論が出なかったため、それが決定された後、最終的に適用日を決めることになった。

### (6) 今後の予定

2016年10月に電話会議を開催して、

関与年次	1~5年	6年	7年	8年	9年	10~14年
EPとして	関与	中断	中断	関与	関与	クーリングオフ

経過措置と適用日を決めることになった。そして、その結果を受けて、2016年12月の会議において、現行構成による最終改訂規程をClose-off textとして承認する。さらに、同じ会議において、新しい構成による改訂規程の公開草案を承認する予定である。この公開草案に寄せられたコメントを分析、検討した結果、新しい構成による最終規程を、2017年12月の会議において承認する予定である。

### 3 倫理規程の構成の見直し (Improving the Structure of the Code)

倫理規程の構成の見直しプロジェクトの目的は、IESBAの倫理規程の明瞭化及び利便性の改善方法を特定し、それによって、倫理規程の適用(adoption)、効果的な履行及び一貫した適用を促進する方法を検討することである。しかし、本プロジェクトの目的はあくまでもこのように限定され、現行規程の内容を変更するものではないことに留意を要する。

2014年11月4日に、市場関係者にこのプロジェクトの内容と方針を説明してコメントを求めるためのコンサルテーション・ペーパー(CP)「IESBA倫理規程の構成の改善」が公表された。

そして、それに寄せられたコメントを分析、検討した結果、公開草案を下表のように2回に分割して公表することになり、フェーズ1の公開草案が2015年12月21日に公表された(コメント締切日:2016年4月18日。本公開草案の概要については、本誌2016年6月号の本会議報告を参照)。

#### (1) フェーズ1の検討

フェーズ1の公開草案に寄せられたコメント(本誌2016年9月号の本会議報告を参照)について、前回審議した結果を反映した改訂案がタスクフォースから提示され、審議した。

- ① 改訂された規程案は、全般的に、原則ベースの明確化、要求事項(Requirement)と適用指針(Application Material)の区別、規定の意味の明確化、全般的な利便性の向上等が図られているという意見が大勢であった。
- ② 5つの基本原則と独立性の関連性に関する規定を向上させるための文章表現や規定の構成の修正の仕方についても、全般的に同意された。
- ③ 公開草案は、現在の倫理規程のタイトルを「International Code of Ethics Standards for Profes-

sional Accountants」に変更することを提案していたが、寄せられたコメントを踏まえて、メインタイトルを「International Code of Ethics for Professional Accountants」として、「Including International Independence Standards」というサブタイトルをカッコ付きにするように変更することがタスクフォースから提案され、今回の会議で最終的にこのタイトルにすることが決定された。

- ④ 現在、倫理規程全体がPartA、B、Cと分類されているのを、次のように各セクションを番号で分類することになった。

- ・ Preface
- ・ Part 1 : Complying with the Code, Fundamental Principles and Conceptual Framework (Section 100 to 199)
- ・ Part 2 : Professional Accountants in Business (Section 200 to 299)
- ・ Part 3 : Professional Accountants in Public Practice (Section 300 to 399)
- ・ Part 4 : International Independence Standards (Part 4 A and 4 B Section 400 to 999)
- ・ Glossary

このように変更することにより、基本原則と概念フレームワークが強調され、現行のPartBとCの順番を入れ替えること(公開草案の提案)による混乱を避け、国際独立基準の存在をアピールできる等の効果がある。

- ⑤ 公開草案で提案された、要求事項のパラグラフにはRを付け、適用指針のパラグラフにはAを付けることについても、最終的に合意された。

フェーズ1 公開草案	フェーズ2 公開草案
2015年12月21日公表	2016年12月のIESBA会議で承認の予定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Preface (序文)</li> <li>・ Guide to the Code (倫理規程の手引き)</li> <li>・ PartA (倫理規程の序論及び基本原則)</li> <li>・ PartC (会計事務所等所属の職業会計士)</li> <li>・ C 1 (監査・レビュー業務の独立性)</li> <li>・ Glossary (用語集)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PartB (企業等所属の職業会計士)</li> <li>・ PartCのうち、違法行為への対応</li> <li>・ C 1 の一部 (長期的関与、非保証業務、利用と配布の制限が付された報告書)</li> <li>・ C 2 (その他の保証業務の独立性)</li> </ul>

(注) 上記のうち、PartCは現行のPartBから、PartBは現行のPartCから変更されるものである。

## (2) フェーズ 2 の検討

今回は、前頁の表のフェーズ 2 の中の、C 1 の一部 (利用と配布の制限が付された報告書：構成見直し後セクション 800)、C 2 (その他の保証業務の独立性：構成見直し後セクション 900) 及びフェーズ 2 対象規程の構成見直し案全般について検討した。その結果、いくつかの字句や表現の変更が行われたが、概ねタスクフォースの提案が承認された。

## (3) 今後の予定

このプロジェクトとの連携が重要な他のプロジェクト (長期的関与、違法行為への対応、Part C 及びセーフガード) の新設や改訂状況も逐次この構成見直しプロジェクトに反映されてきている。そして、現在のところ、2016年12月の会議において構成見直しプロジェクトのフェーズ 2 の公開草案を承認する予定である。この公開草案には、前述の関連したプロジェクトの新構成による公開草案も含まれる予定であるが、どれが含まれるのか、あるいは独立した公開草案として公表されるのか等については、2016年12月の会議で決めることになった。

## 4 倫理規程におけるセーフガードの見直し (Review of Safeguards in the Code)

これは、倫理規程のうち、監査関与先に対する非保証業務の提供 (セクション 290 中の「Provision of Non-assurance Services to an Audit Client」) に関連する「セーフガード」の適切性及び効率性のレビューを行うというプロジェクトである。ただ、セクション 100 (Part A の総則及び基本原則の遵守) と 200 (Part B の総則) がセーフガードに關しての基本的な考え方を定めているため、フェーズ 1 として、まず、これらを先に検討、改訂して、その後で、フェーズ 2 とし

て非保証業務 (Non-assurance Services: NAS) に関するセーフガードを扱うことになった。

まず、2015年12月21日にフェーズ 1 の公開草案が公表された (コメント締切日は、2016年 3月21日)。フェーズ 1 公開草案の概要については、本誌2016年 6月号の本会議報告を参照)。

## (1) フェーズ 1 : 公開草案に寄せられたコメントの検討

今回の会議では、前回に引き続いて、フェーズ 1 公開草案に対して寄せられたコメントの分析及び検討を行った。

① 概念的枠組み (Conceptual Framework) は、今まで 5 段階アプローチの採用を検討してきたが、今回の会議で次の 3 段階アプローチを採用することについて最終的に合意された。

- ・ 認識 (Identifying threats) : 5 つの基本原則に対する阻害要因 (Threats) を認識する。
- ・ 評価 (Evaluating threats) : それらの阻害要因を評価する。今まで検討してきた再評価 (Re-evaluating) は、ここに含める。
- ・ 対応 (Addressing threats) : それらの阻害要因を除去する又は許容可能な水準にまで軽減する。今まで検討してきた総合評価 (Overall assessment) は、ここに含める。

② 本誌2016年 9月号の本会議報告で記載したように、第三者テスト (Third party test) の説明の仕方について暫定的な合意に達したものの、改めて様々な意見が出され、時間をかけて議論された。議論の主な点は、第三者が実在する人物ではなく仮想の者 (Hypothetical person) であることをどのように表現すべきか、また、それとの関係において、この第三者は職業会計士に限定されないことをどのように表

現するべきかという点であった。基本的な考え方についてはある程度合意に達したが、具体的な表現の文章はタスクフォースで作成し、次の会議で最終的に承認することになった。

③ 現行セクション 200 (Part B の総則) には、5 つの阻害要因に対するセーフガードの例が、上記①の認識 (Identifying threats)、評価 (Evaluating threats) 及び対応 (Addressing threats) の 3 段階ごとに記載されているのに関して、それらの適切性を 1 つひとつ検討した。ここで主に配慮したのは、5 つの阻害要因に対するセーフガードの例の数が、ある程度バランスを持つこと及び監査及びレビュー業務に関連することに限定することであった。

## (2) フェーズ 2 : 非保証業務 (NAS) セクションの検討

### ① 重要性の判定について

前回会議で検討されたことが、改めて議論され、次のように合意された。現行倫理規程の非保証業務セクションには、「阻害要因の重要性 (Significance)」という表現が 3 か所に使われている。しかし、阻害要因の程度を表す言葉として「重要性」は相応しくないで、「レベル (Level) 又は水準」という言葉を使うことになった。なお、非保証業務を提供する監査関与先の財務諸表の重要性 (Materiality) に関しては、倫理規程の中に国際監査基準 (International Standards on Auditing : ISA) 320 「監査の計画及び実施における重要性」を参照する適用指針を新たに入れる。ただ、「重要性」は、非保証業務セクションだけでなく、倫理規程全体に関連することなので、今後、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 及び国際会計基準審議会 (IASB) との協調関係も考慮しながら

検討していくことになった。

② 前回会議では、評価業務、内部監査に関する業務及び情報システムに関する業務のセーフガードの例に、「業務をレビューする外部の専門家を会計事務所等が採用すること」を追加することが提案されたが、それは実務的な対応でないという意見が多かったため、追加しないことになった。

③ 非保証業務の提供を禁止する範囲について検討した結果、次のように合意した。

- ・ 会計及び会計帳簿の記帳代行、評価業務、情報システムに関する業務  
⇒ 現行規定と同じで、PIE及び非PIEの全ての監査関与先に対して提供を禁止する。
- ・ 内部監査に関する業務  
⇒ 現行規定と同じで、PIEの監査関与先に対してだけ禁止する。
- ・ 採用に関する業務(リクルーティング)  
⇒ 現行規定では、PIEにだけ禁止されているが、これを拡大して非PIEの監査関与先にも提供を禁止することになった。ただ、このような変更に対しては、IFACの中小規模事務所委員会(SMP Committee)から反対のコメントが寄せられているため、公開草案の説明文章の中で理由や背景を説明することになった。

### (3) 今後の予定

現在のところ、2016年12月の会議において、フェーズ1の改訂内容について基本的に合意するとともに、フェーズ2の公開草案を承認し、両方とも構成見直しの公開草案フェーズ2に含める予定である。

## 5 倫理規程のPartC(企業等所属の職業会計士に関する規程)の見直し(Changes to PartC of the Code)

2012年2月に設定された倫理規程PartCの見直しプロジェクトでは、以下の領域を優先的に検討することとされている。

- ・ 経済取引について、忠実に表示する財務報告の作成及びその関連事項に対する企業等所属の職業会計士(Professional Accountants in Business: PAIB)の責任
- ・ PAIBが、非倫理的行為又は違法行為に関わることの上司からのプレッシャー
- ・ 便宜を図ってもらうための支払金、賄賂

これまでの議論を受けて、フェーズ2に分け、フェーズ1を、セクション300(導入)、同310(潜在的な相反)、同320(情報の作成及び報告)、同330(十分な専門知識を備えた行動)及び同340(金銭的利益)とする。なお、セクション320のうち、他者からのプレッシャーへの対処については、新しいセクション370(基本原則への違反のプレッシャー)を設けることとした。また、フェーズ2をセクション350(勧誘)とした。

上記のうち、フェーズ1については、2014年11月24日に公開草案「IESBA倫理規程PartCの改訂案」が公表され、それに寄せられたコメントを審議した結果、2015年12月の会議で出席ボードメンバー全員の賛成により最終基準としての内容が確定した。しかし、これからフェーズ2の検討が行われ、それと合わせて新しい構成に組み直すまでは正式の改訂基準としては有効にならない。そこで、とりあえず確定した内容が、情報提供とい

う目的でClose-off textという形で2015年12月にIESBAのウェブサイトにおいて公表された。

今回の会議では、今までの会議で議論したフェーズ1の論点のフォローアップと、フェーズ2に関する検討が下記のように行われた。

### (1) 現行PartCを現行PartBにも適用する規定の検討

現行のPartBパラグラフ100.3と100.12には「PartCは企業等所属の職業会計士に適用するが、特定の状況においてはPartBが適用される会計事務所等所属の職業会計士にも当てはまる場合がある」という規定がある。これは、会計事務所等に雇用されている立場の職業会計士も、雇用関係という面では企業等所属の職業会計士の立場でもあり、現行PartCが適用になることを意味していると解釈されている。しかし、会計事務所等所属の職業会計士がこの規定を具体的にどのように適用すべきなのかが不明瞭、かつ、強制なのかオプションなのか不明確である等の問題が指摘されている。そこで、この規定の意味を明確にするための説明文章を倫理規程PartA、B、Cのそれぞれに入れることになった。

今回の会議では、このパラグラフの文章を検討した結果、ボードメンバーの同意が得られた。しかし、そこに入れる例については様々な意見が出てまとまらずに、持ち越しとなった。タスクフォースが提案した例は、いずれも監査基準に抵触するようなもの(例えば、関与社員が特定の関与先を維持するために、その関与先の疑問のある会計処理を認めるようスタッフにプレッシャーをかける)であり、見直すことになった。

なお、前述のようにフェーズ1は既にClose-off textとして確定しているが、この規定については改めて公開草案に

含めることになった。

## (2) 勧誘 (Inducements)

現行PartCのセクション350は、勧誘の受入及び申出について規定しているが、これをどのように見直すべきかが前回に引き続いて議論された。

① 現行の倫理規程は、賄賂及び贈収賄 (Bribery and corruption) をセクション350の範囲に含めていないが、昨今の世界各国の社会情勢におけるこれらの問題発生頻度とそれに対する意識の高まりやパブリック・インタレストという観点から、これらをセクション350に含めるべきであることが合意された。なお、違法行為に該当する場合は、この規定ではなく、新しい規定「違法行為への対応 (NOCLAR)」が適用されることが確認された。

② 現在の「勧誘」というタイトルは分かり難いので、「贈答及び接待 (Gifts and hospitality) 及びその他の勧誘」と変更することが提案された。この提案については、様々な意見が出されたが、とりあえずこのタイトルが暫定決定された。今後、公開草案に寄せられるコメントを検討することになる。

③ 前回会議に引き続いて、このセクションを見直すに際して、各国や地域における慣習や文化の違いを反映するべきかどうか議論された。結果的には前回会議の報告に記載したような状況は変わらなかった。

## (3) 今後の予定

2016年12月の会議でフェーズ1の構成見直し後の公開草案、2017年3月の会議で新しい構成によるフェーズ2の公開草案を承認する予定である。

## 6 違法行為への対応 (Responding to Non-Compliance with Laws and Regulations: NOCLAR)

### (1) 今までの経緯

職業会計士が業務遂行時に感知した関与先 (会計事務所等所属の会計士) や雇用主企業 (企業等所属の会計士) の違法行為 (疑義を含む。) に、どのように対応すべきかについて規定するこのNOCLARプロジェクトは、2012年に、いったん、公開草案を公表した。しかし、守秘義務に優先して外部への公表等を義務付けた公開草案にはほとんどの市場関係者が反対のコメントを寄せた。そこで、IESBAは、それらのコメントの分析と対応方針をまとめたFeedback Statement について、世界中の市場関係者から広く意見を聴取して再公開草案を起草する方針を固める目的で、2014年に、香港、ブリュッセル及びワシントンでラウンド・テーブルを開催した。

それらに加えて、幅広い市場関係者へのコンサルテーション等の結果を踏まえて変更されたプロジェクト・フレームワークを開発し、それに基づいて作成された新しい規程案 (セクション225: 会計事務所等所属の職業会計士、セクション360: 企業等所属の職業会計士) が審議されてきた。これらの審議を通して新しい規程案を作り、それを再公開草案として2015年5月6日に公表した (再公開草案の概要については、本誌2015年7月号の本会議報告を参照)。このコメント締切は、2015年9月4日であったので、それ以降の会議においては寄せられたコメントの分析及び検討並びに関連する団体等へのアウトリーチ等が行われた。

### (2) 現行構成による最終規程の公表

以上の、約5年間に及ぶ審議を経た結果として、現行の構成による最終規程は、2016年7月14日に公表された。適用日は、2017年7月15日からである。なお、監査人についても、監査対象の財務諸表の事業年度ではなく、この日から適用が始まる。

### (3) 新しい構成による規程

今回の会議では、先に公表された現行構成による最終規程を、新しい構成による規程に変換したドラフトを審議した。このドラフトを2016年12月の会議で審議して公開草案として承認する予定である。その後、寄せられたコメントの分析、検討、審議の上、2017年12月の会議で新しい構成による最終規程として承認する予定である。

### (4) 周知及び適用に向けた支援

NOCLAR基準の内容は複雑で解釈が難しい上、全ての分野における職業会計士に適用され、実務対応が難しい基準である。したがって、IESBAは、新基準の周知徹底を図り、実務における適用面を支援するための各種ツール (解説文書、Q&A、フローチャート等) を作成するためのNOCLAR Implementation Advisory Groupを立ち上げて、作業を進めている。今回の会議では、このグループが作ったQ&Aのドラフトを審議し、メンバーから出されたコメントを反映したものを次回の会議で改めて審議することになった。

## 7 職業的懐疑心 (Professional Skepticism)

昨今の監査監督機関の各種レポート、各国・地域における監査関連機関及び各種学会における活動・報告において、職業会計士の職業的懐疑心をより高め、実務における適用を強化する必要がある

との指摘が多くなされている。

このような背景の下で、現在、IFACの3つの基準設定主体、IESBA、IAASB及び国際会計教育基準審議会（International Accounting Education Standards Board：IAESB）が共同で進めている職業的懐疑心のプロジェクトについての報告と、論点の審議が前回会議で行われた（本誌2016年9月号の本会議報告を参照）。

今回の会議では、論点をまとめたペーパー“Straw Man”についての意見交換が行われた。また、このプロジェクトの進め方について、次の3つの選択肢について議論し、暫定的にオプション3を採用することになった。

**オプション1**：何もしない（現在の規程における職業的懐疑心に関する記載をそのままにしておく。）。

**オプション2**：今は何もしないが、長期的プロジェクトを検討する。

**オプション3**：短期プロジェクトと長期的プロジェクトの組合せにする。短期的プロジェクトとしては、会計事務所等に所属する職業会計士及び独立性に限定して、職業的懐疑心と基本原則の関連性を説明した短い文章を、新構成Part 1、セクション120「概念的枠組み」に入れ、この文章を、2016年12月の会議で承認する予定の構成見直しプロジェクト・フェーズ2の公開草案に入れる。

## 8 監査報酬 (Fees)

PIOB、CAG及びIOSCO等を含む市場関係者の間で、最近、監査法人への監査報酬切下げプレッシャーが厳しくな

り、それが監査人の独立性や監査の品質に悪い影響を与えているのではないかと危惧が高まっている。

それに応える形で、監査報酬の実態に関する簡単な調査をした上で、低額監査報酬や不当な監査報酬切下げプレッシャーは監査人の独立性や監査の品質に悪影響を与え、基本原則の遵守に対する潜在的な阻害要因になる旨を警告するIESBAスタッフ文書「監査報酬切下げプレッシャーの局面における監査報酬の決定に関する倫理的考慮事項」を2016年1月6日に公表した。なお、当時の日本公認会計士協会の倫理担当であった上林常務理事が、このスタッフ文書に関するお知らせ文書を2016年4月19日に日本公認会計士協会のウェブサイト公表しているため、そこに添付された日本語訳スタッフ文書とともに参照していただきたい。

IESBAは、このスタッフ文書の公表に続いて、世界における監査報酬の実態についてより詳しく調査研究をするためのワーキング・グループを立ち上げ、活動を始めていた。今回の会議では、ワーキング・グループが監査報酬に関する調査、研究を委託しているニュージーランドのオークランド大学のDavid Hay教授から、その経過報告があった。例えば、世界の中で、監査報酬は高いが非保証業務の報酬が低い国として、米国、英国、ニュージーランド、監査報酬が低い国として韓国が紹介されていた。また、監査法人間の競争が激しいのは米国で、競争があまりないのが、英国、オーストラリアとのものである。教授の報告書のドラフトは2016年12月の会議に提出され、教授からの説明の上、ボードメンバーと質疑応

答が行われることになった。

## 9 緊急課題及びアウトリーチ (Emerging Issues and Outreach)

このプロジェクトでは、過去、世界各国や地域における職業会計士の倫理基準の開発や適用状況及びIESBA倫理規程のアドプション等の状況について報告が行われてきた。そして、それらの報告が一通り終わったので、それらの報告をまとめた報告書を作成することになっていた。

そこで、今回は、報告書の内容になると思われる概要について紹介があった。その中では、G20のメンバー国・地域とそれ以外の主なフィナンシャル・マーケット（シンガポール及び香港）におけるIESBA倫理規程のアドプションの状況が報告された。例えば、米国、米国公認会計士協会（AICPA）、英国、欧州財務報告諮問会議（FRC）、カナダ、オーストラリア等の国や団体では、IESBA倫理規程をそのままアドプションしていないことが報告された。今後の会議で、この報告書のドラフトが審議されることになった。

## 10 次回の会議予定

次回は、2016年12月12日から15日までの間、ニューヨークで開催される予定である。

\*必須研修科目「職業倫理」研修教材

教材コード	J 0 1 0 1 1 5
研修コード	1 0 0 1
履修単位	1 単位

